

障害福祉サービスに係る 注意事項について

平成 22 年度市町村障害保健福祉主管課長等会議資料

沖縄県福祉保健部
障害保健福祉課

障害福祉サービスに係る 注意事項について

平成22年度市町村障害保健福祉関係主管課長等会議

平成23年3月15日
沖縄県障害保健福祉課

障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成22年11月に国会へ提出された平成21年度決算検査報告において、

- ・ 対象経費の実支出額に自立支援給付費の一部を二重に計上する
- ・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の対象経費を含める等により、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされている。

については、各市町村において本負担金の適正な執行に努められたい。

(参考) 会計検査院HP: (障害者自立支援給付費負担金)

http://www.ibaudit.go.jp/report/summary21/pdf/fy21_futo_51.pdf

(障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金)

http://www.ibaudit.go.jp/report/summary21/pdf/fy21_futo_60.pdf

平成22年12月からの児童デイサービスについて

ウ 児童デイサービスの利用年齢に関する特例(法第31条の2)

児童デイサービスについては、18歳未満の障害児を対象としているが、引き続き児童デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、20歳に達するまで利用することができる特例を設けている。
市町村は、以下の点に留意して支給決定等を行うこととする。

- ① サービスを利用する場合の申請は、当該障害児本人が行うものであること。
- ② 支給決定に当たって、利用年齢の特例を必要とするか否かについて判断が困難な場合には、市町村審査会又は身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは児童相談所に意見を求めることができるものであること。
- ③ 当該障害児が生活介護その他の支援を受けることができる場合は、支給決定は行わないものであること。

特定旧法指定施設に入所した者(特定旧法受給者及び平成18年10月以降に新たに入所した者)について

平成18年厚生労働省告示第556号の改正(平成21年3月30日改正)

特定旧法指定施設に入所した者(特定旧法受給者及び平成18年10月以降に新たに入所した者)については、施設利用に係る報酬の算定期限を撤廃し、施設の新体系移行時及び平成24年4月以降も引き続き指定障害者支援施設への入所を可能とするものであるとなっている。

B型支給決定者の経過措置について

- 1 通所に係る特定旧法受給者に係る経過措置
- 2 市町村が判断した者に係る経過措置

いずれの経過措置も現在検討中である。

関連事項(H23.2.22開催主管課長会議(国) 地域移行・障害児支援室資料 P40)

特別支援学校に在学中の生徒が当該学校の教育活動として行われる現場実習において、短期間のアセスメントのために、就労移行支援事業を利用し、卒業と同時に適切なサービスを利用できるよう関係機関等と連携を図るとともに、さらなる周知をお願いしたい。

自立訓練と就労移行支援に係る訓練等給付費の支給決定の取扱い

い

一部市町村において、自立訓練や就労移行支援の利用について、「生涯一度だけの利用が原則であり、再度の利用はできない」との誤った運用がなされている実態があると聞いているところである。

自立訓練及び就労移行支援の利用については、生涯一度だけの利用を原則とするものではなく、例えば、障害者が自立訓練の利用を経て地域生活に移行した後、生活環境や障害の状況の変化等により、再度、自立訓練の利用を希望し、その利用が必要と認められる場合においては、再度の支給決定が可能な仕組みとされている。

各内市町村及び関係機関においては、自立訓練及び就労移行支援に係る訓練等給付費の支給決定が適切になされるよう周知徹底をお願いする。

訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

(1) 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において、留意すべき事項が示されているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に
応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者
に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること
いただきたい。

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度
区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏ま
えて適切に行うこと また、特に日常生活に支障が生じる恐れがある場
合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを
含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば

、
個別に市町村審査会の意見を徴収する等し、いわゆる「非定型ケー
ス」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場
合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した
日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきた
い。

また、国庫負担基準を超過する市町村に対しては、都道府県地域生
活支援事業における「重度障害者に係る市町村特別支援事業」及び障
害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業において実施する
「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」により、一定の
財政支援を可能としているので、積極的にご活用いただきたい。

(2) 障害者自立支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

65歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

しかしながら、65歳以上の在宅の障害者が、介護保険サービスを既に利用している場合には、障害者自立支援法による新規の申請を一律に認めない取扱いをしている事例が昨年度あった他、利用者から「65歳到達により、介護保険が適用された結果、利用者の心身の状況や環境、支援のニーズ等の個別の事情が変わらないにもかかわらず、必要なサービスが受けられなくなった」といった声も寄せられているところである。

障害者の中には、ALS(筋萎縮性側索硬化症)や全身性障害などで介護保険制度が想定する加齢に伴う障害を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成19年2月16日付事務連絡）において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、対応していただきたい。

ア 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価については、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであって、重度訪問介護の想定している「同一箇所にも長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間でを行うことを想定しているものではないこと。

イ これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、サービスを提供してくれる事業所が見つからない」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

ウ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては、基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

居宅介護におけるサービス1回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて、1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護についてはサービス1回当たりの利用可能時間数を記載することとしており、また、目安として、サービス1回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで」と示しているところである。

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス1回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、必要な場合は、標準利用可能時間数を超える時間数を設定するなど、一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに留意されたい。

ご静聴有り難うございました m(_ _)m